

議案第15号

京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部改正について

京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改
正により、退職報償金支払額表が改正されたことに伴い、所要の改正を行うた
め、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例（案）

京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年
京田辺市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

（単位：千円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

京田辺市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案								現 行						改正理由	
別表 (第2条関係)								別表 (第2条関係)							
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表							
(単位:千円)															
階級	勤務年数							勤務年数							退職報償金額表の改正
	5年以上 0年未満	10年以上 未満	15年以上 未満	20年以上 未満	25年以上 未満	30年以上 未満	35年以上 未満	5年以上 0年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 未満		
	1 上15年	5 上20年	10 上25年	15 上30年	20 上35年	25 上	30 上	1 上15年	5 上20年	10 上25年	15 上30年	20 上35年	25 上		
団長	239	344	459	594	779	979	1,079	239	344	459	594	779	979		
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	229	329	429	534	709	909		
分団長	219	318	413	513	659	849	949	219	318	413	513	659	849		
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	214	303	388	478	624	809		
部長及び	204	283	358	438	564	734	834	204	283	358	438	564	734		
班長															
団員	200	264	334	409	519	689	789	200	264	334	409	519	689		